

井手たくの再質問

5つの財団法人の理事長を知事が現在、務められております。法施行後、当然これらの法人についても公益認定の申請を行うことが予想されます。知事が理事長を務める法人が、知事に公益認定の申請を行い、知事はその公益性の有無を最終的には決めるわけですが、こういう状態になると、せつかくの関連三法が形骸化をしていると言われます。

このことは、行政職員が派遣されている法人、さらには職員が役員兼務をしている法人についても同様のことが言えます。

また、天下りについては、天下りではないというか、神奈川県から押しつけをしているわけではないのでというような知事からのご答弁があったんですが、結果として、

資料1

県職員が複数の役員に就任している法人抜粋

法人名	県職員就任状況
(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	理事、監事、評議員
(財)神奈川県厚生福利振興会	理事、監事、評議員
(財)神奈川県市町村振興協会	理事、監事、評議員
(財)かながわ国際交流財団	理事、監事、評議員
(財)かながわ海岸美化財団	理事、監事、評議員
(社福)神奈川県社会福祉協議会	理事、監事、評議員
(財)神奈川県心身障害児福祉基金団体	理事、監事、評議員
(財)神奈川県教育福祉振興会	理事、監事、評議員
(財)神奈川県ふれあい教育振興協会	理事、監事、評議員
(財)かながわ考古学財団	理事、監事、評議員
(財)神奈川県暴力追放推進センター	理事、監事、評議員
(財)神奈川県警友会	理事、監事、評議員
(財)かながわ廃棄物処理事業団	理事、評議員

県職員で理事（執行役員）、評議員、監事（チェック役員）を配置していることについては、問題であると知事には指摘した。

(県作成資料より抜粋)

平成19年度の第三セクターの白書というものを見ますと、県主導第三セクターの常勤役員のほとんどが県からの天下りで占められている現状になっております。（資料2）

松沢知事の答え

今、職員や私自身の兼務をどんどん減らしてきています。先ほど申し上げましたように。そういう改革をしておりますが、今すぐにすべて一律に全部なくせというのは、これ現実的ではありませんし、知事や県職員が申請側である法人の役員を兼務すること自体がすべて悪いというふうにはならないと思います。*

資料2

県OBの常任役員への就任状況（平成19年現在）

法人名 (神奈川県の県主導第三セクター)	常勤役員数	
	定数	県OB
(財)かながわ海岸美化財団	1	1
(社)かながわ森林づくり公社	2	2
(財)神奈川県栽培漁業協会	1	1
(財)神奈川県中小企業センター	2	2
(財)神奈川県道路公社	2	2
(株)湘南なぎさパーク	3	3
(財)神奈川県下水道公社	3	3
(財)神奈川県企業庁サービス協会	2	2
(財)神奈川県ふれあい教育振興協会	2	2
(財)神奈川県教育福祉振興会	1	1

(第三セクター白書より)



その後H20.9.11 総務部長通知が提出された。「法人役員への県職員の就任は原則としてすべて廃止」